

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年7月18日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼執行役会長 岩崎 俊博
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アジア オープン
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成24年1月21日から平成25年1月18日まで) 1兆円を上限とする。 *なお、継続申込期間（以下「申込期間」といいます。） は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出すること によって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成24年1月20日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3)ファンドの仕組み

（前略）

委託会社の概況

委託会社

（中略）

・資本金の額

平成23年12月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

（中略）

・大株主の状況(平成23年12月末現在)

（以下略）

<訂正後>

(3)ファンドの仕組み

（前略）

委託会社の概況

委託会社

（中略）

・資本金の額

平成24年5月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

（中略）

・大株主の状況(平成24年5月末現在)

（以下略）

2 投資方針

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3) 運用体制

(前略)

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

(中略)

ファンドの運用体制等は平成24年1月20日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(3) 運用体制

(前略)

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

(中略)

ファンドの運用体制等は平成24年7月18日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 投資リスク

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

委託会社におけるリスクマネジメント体制

(前略)

投資リスクに関する管理体制等は平成24年1月20日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

委託会社におけるリスクマネジメント体制

(前略)

投資リスクに関する管理体制等は平成24年7月18日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3) 信託報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の86.1(税抜年10,000分の82)以内(平成24年1月20日現在 年10,000分の86.1(税抜年10,000分の82))の率を乗じて得た額とし、その配分については純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

<純資産総額>	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
300億円以下の部分	年10,000分の42	年10,000分の30	年10,000分の10
300億円超500億円以下の部分	年10,000分の44	年10,000分の30	年10,000分の8
500億円超1,000億円以下の部分	年10,000分の46	年10,000分の30	年10,000分の6
1,000億円超の部分	年10,000分の47	年10,000分の30	年10,000分の5

* 上記配分は、平成24年1月20日現在の信託報酬率における配分です。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

(以下略)

<訂正後>

(3) 信託報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の86.1(税抜年10,000分の82)以内(平成24年7月18日現在 年10,000分の86.1(税抜年10,000分の82))の率を乗じて得た額とし、その配分については純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

<純資産総額>	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
300億円以下の部分	年10,000分の42	年10,000分の30	年10,000分の10
300億円超500億円以下の部分	年10,000分の44	年10,000分の30	年10,000分の8
500億円超1,000億円以下の部分	年10,000分の46	年10,000分の30	年10,000分の6
1,000億円超の部分	年10,000分の47	年10,000分の30	年10,000分の5

* 上記配分は、平成24年7月18日現在の信託報酬率における配分です。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

(以下略)

<訂正前>

(5) 課税上の取扱い

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

平成25年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

平成25年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

平成25年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成26年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。
換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

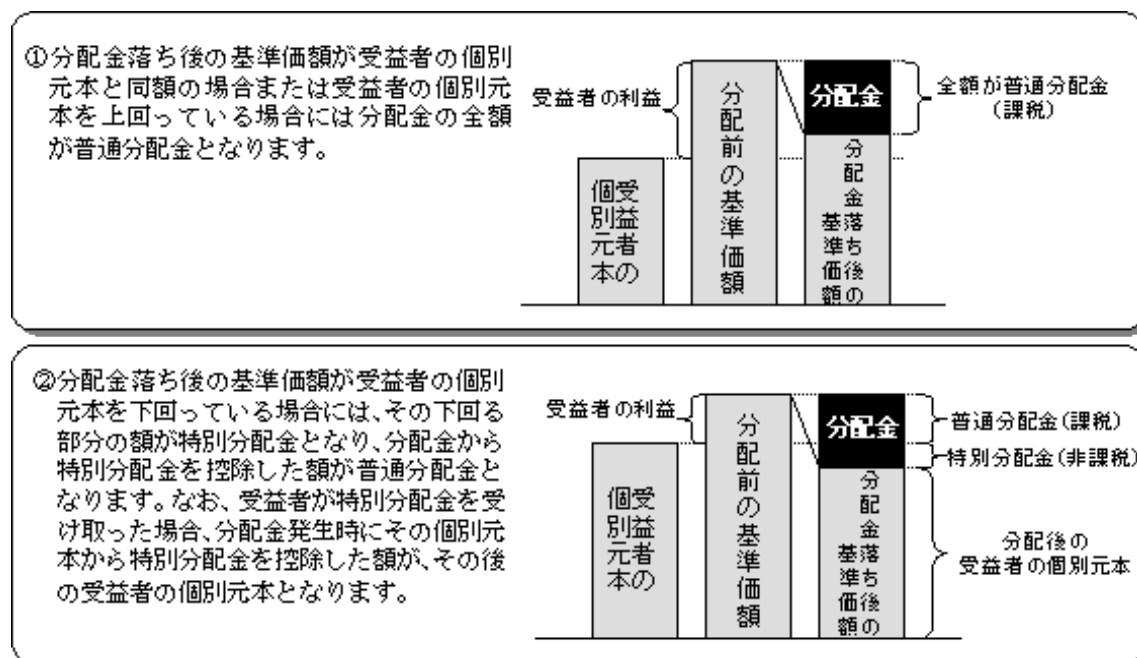
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

(ご参考)

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	2.1% (税抜2.0%) 以内	消費税等相当額

基準価額に、2.1% (税抜2.0%) 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税		普通分配金 × 10% ¹
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税		換金時の差益 (譲渡益) ² に対して10% ¹
償還時	所得税および地方税		償還時の差益 (譲渡益) ² に対して10% ¹

¹ 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合には税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。

² 詳しくは前述の「換金 (解約) 時および償還時の課税について」をご覧ください。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

<訂正後>

(5) 課税上の取扱い

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

[平成24年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147%（国税（所得税及び復興特別所得税）7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（国税15.315%および地方税5%）となる予定です。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

[平成24年12月31日までの間]

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10.147%（国税7.147%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10.147%の税率により源泉徴収が行なわれます。なお、上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（国税15.315%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

[平成24年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（国税7.147%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日以後、15.315%（国税15.315%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

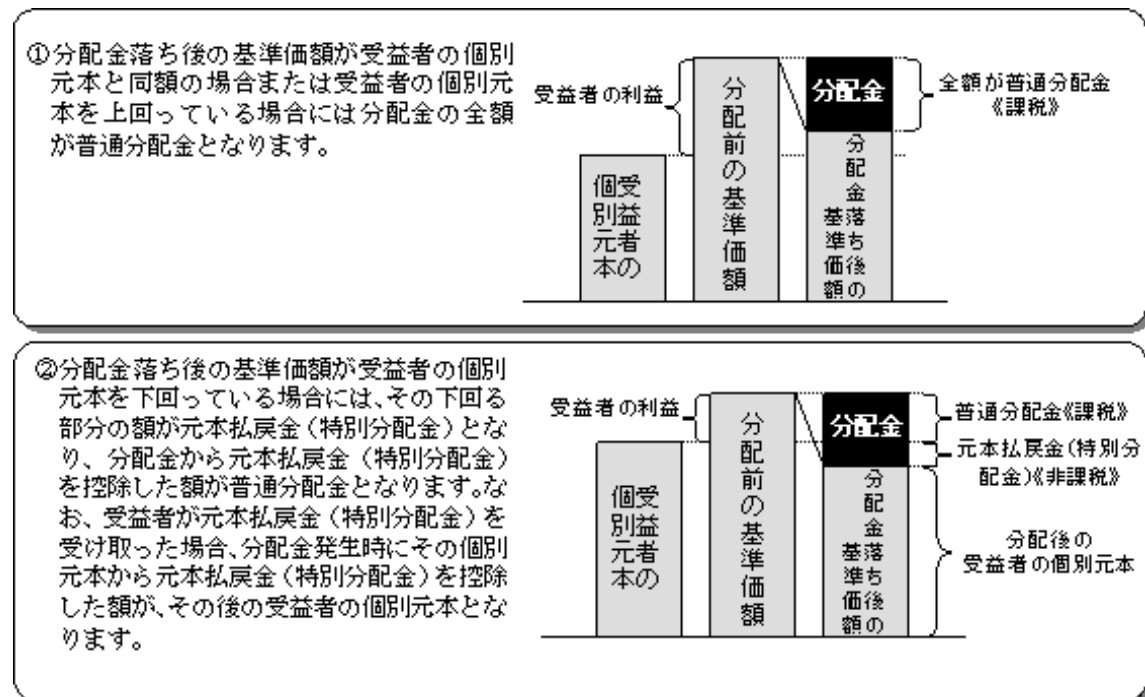
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

(ご参考)

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	2.1%（税抜2.0%）以内	消費税等相当額

基準価額に、2.1%（税抜2.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税		普通分配金×10% ¹
換金時 （解約請求制）	所得税および地方税		換金時の差益（譲渡益） ² に 対して10% ¹
償還時	所得税および地方税		償還時の差益（譲渡益） ² に 対して10% ¹

1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合には税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間は10.147%、平成26年1月1日以後は20.315%となる予定です。

2 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5 運用状況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

以下は平成24年5月31日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	21,788,233	0.32
	香港	1,846,217,101	27.47
	シンガポール	383,791,021	5.71
	マレーシア	159,079,067	2.36
	タイ	364,541,816	5.42
	フィリピン	224,628,827	3.34
	インドネシア	260,577,507	3.87
	韓国	1,334,997,285	19.87
	台湾	1,085,200,195	16.15
	インド	556,314,427	8.28
	小計	6,237,135,479	92.83
新株予約権証券	マレーシア	654,096	0.00
投資証券	香港	43,896,788	0.65
	シンガポール	39,084,194	0.58
	小計	82,980,982	1.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		397,849,502	5.92
合計(純資産総額)		6,718,620,059	100.00

(2)投資資産
投資有価証券の主要銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	半導体・半導体製造 装置	6,416	63,220.50	405,622,728	82,019.39	526,236,470	7.83
2	韓国	株式	HYUNDAI MOBIS	自動車部品	13,804	23,515.34	324,605,891	18,665.09	257,653,040	3.83
3	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	商業銀行	2,923,210	54.96	160,675,991	53.33	155,924,021	2.32
4	香港	株式	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	石油・ガス・消耗燃 料	2,106,000	75.79	159,621,321	71.62	150,848,568	2.24
5	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	商業銀行	3,080,980	50.52	155,669,126	47.24	145,557,819	2.16
6	香港	株式	CNOOC LTD	石油・ガス・消耗燃 料	889,000	160.65	142,819,182	144.27	128,257,808	1.90
7	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部 品	486,440	216.30	105,217,319	235.58	114,597,967	1.70
8	台湾	株式	RADIANT OPTO-ELECTRONICS COR	半導体・半導体製造 装置	314,154	238.26	74,850,803	360.39	113,221,101	1.68
9	韓国	株式	SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	建設・土木	8,667	15,297.55	132,583,906	12,844.79	111,325,881	1.65
10	台湾	株式	FORMOSA PLASTIC	化学	446,383	233.19	104,096,515	207.49	92,622,240	1.37
11	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造 装置	421,011	189.47	79,771,059	216.50	91,150,986	1.35
12	フィリ ピン	株式	DMCI HOLDINGS INC	コングロマリット	860,000	70.20	60,372,000	102.51	88,158,600	1.31
13	台湾	株式	YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	資本市場	2,320,192	42.85	99,421,387	35.50	82,390,017	1.22
14	タイ	株式	BANGKOK BANK(F)	商業銀行	170,100	369.26	62,811,976	463.12	78,777,562	1.17
15	香港	株式	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	商業銀行	340,000	186.13	63,284,608	229.10	77,896,720	1.15
16	シンガ ポール	株式	UNITED OVERSEAS BANK	商業銀行	72,200	1,042.06	75,237,143	1,070.82	77,313,565	1.15
17	香港	株式	CHINA OVERSEAS LAND INVESTMENT	不動産管理・開発	440,000	145.48	64,015,073	172.11	75,728,576	1.12
18	香港	株式	DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	自動車	528,000	125.57	66,304,972	140.20	74,029,824	1.10
19	台湾	株式	GIANT MANUFACTURING	レジャー用品	198,194	304.74	60,399,621	367.02	72,742,152	1.08
20	韓国	株式	DONGBU INSURANCE CO LTD	保険	22,528	3,171.72	71,452,710	3,104.15	69,930,516	1.04
21	香港	株式	CHEUNG KONG	不動産管理・開発	76,000	941.32	71,540,624	915.92	69,610,224	1.03
22	香港	株式	SWIRE PACIFIC-A	不動産管理・開発	81,000	807.18	65,381,860	853.94	69,169,788	1.02
23	シンガ ポール	株式	KEPPEL CORP.	コングロマリット	110,000	561.11	61,722,353	623.52	68,587,871	1.02
24	香港	株式	CITIC SECURITIES CO LTD-H	資本市場	420,000	169.21	71,072,100	159.51	66,995,040	0.99
25	インド	株式	ITC LTD	タバコ	200,000	299.69	59,938,200	329.29	65,859,600	0.98
26	台湾	株式	TAIWAN FERTILIZER CO LTD	化学	355,000	204.42	72,569,455	183.91	65,288,050	0.97
27	韓国	株式	NCSOFT CORPORATION	ソフトウェア	3,901	22,591.05	88,127,723	16,591.19	64,722,271	0.96
28	タイ	株式	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-FOREIGN	化学	455,428	153.13	69,744,243	137.70	62,713,574	0.93
29	シンガ ポール	株式	DBS GROUP HLDGS	商業銀行	76,000	761.70	57,889,745	811.37	61,664,834	0.91
30	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	商業銀行	85,000	664.54	56,486,393	710.92	60,428,455	0.89

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
株式	エネルギー設備・サービス	0.07
	石油・ガス・消耗燃料	7.14
	化学	3.53
	建設資材	0.94
	容器・包装	0.37
	金属・鉱業	2.08
	紙製品・林産品	0.61
	建設・土木	5.02
	電気設備	0.79
	コングロマリット	4.38
	機械	1.20
	商社・流通業	0.22
	海運業	0.61
	運送インフラ	0.91
	自動車部品	3.83
	自動車	2.50
	レジャー用品	1.08
	繊維・アパレル・贅沢品	0.77
	ホテル・レストラン・レジャー	2.47
	メディア	0.46
	販売	0.42
	専門小売り	1.43
	食品・生活必需品小売り	0.36
	食品	2.21
	タバコ	1.53
	パーソナル用品	0.75
	ヘルスケア機器・用品	0.39
	ヘルスケアプロバイダ・サービス	1.48
	医薬品	0.61
	商業銀行	12.27
	各種金融サービス	1.36
	保険	1.83
	不動産管理・開発	7.12
	情報技術サービス	0.70
	ソフトウェア	0.96
	通信機器	0.52
	コンピュータ・周辺機器	1.07
	電子装置・機器・部品	2.90
	半導体・半導体製造装置	11.96
	無線通信サービス	0.51
	電力	0.20
	貯蓄・抵当・不動産金融	0.56
	資本市場	2.50
	小計	92.83
新株予約権証券		0.00
投資証券		1.23
合計		94.07

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

平成24年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9期 (2002年10月28日)	12,388	12,388	0.4811	0.4811
第10期 (2003年10月27日)	13,938	13,938	0.6196	0.6196
第11期 (2004年10月26日)	13,479	13,479	0.6764	0.6764
第12期 (2005年10月26日)	13,764	13,764	0.8140	0.8140
第13期 (2006年10月26日)	14,859	14,899	1.0485	1.0513
第14期 (2007年10月26日)	18,325	18,674	1.6140	1.6448
第15期 (2008年10月27日)	5,879	5,879	0.6444	0.6444
第16期 (2009年10月26日)	10,048	10,170	1.1556	1.1697
第17期 (2010年10月26日)	10,126	10,274	1.3632	1.3832
第18期 (2011年10月26日)	7,253	7,319	1.2012	1.2122
2011年5月末日	9,280		1.4511	
6月末日	8,991		1.4220	
7月末日	9,133		1.4683	
8月末日	7,844		1.2802	
9月末日	6,964		1.1457	
10月末日	7,547		1.2419	
11月末日	6,939		1.1515	
12月末日	6,842		1.1437	
2012年1月末日	7,242		1.2238	
2月末日	7,610		1.2941	
3月末日	7,486		1.2835	
4月末日	7,394		1.2786	
5月末日	6,718		1.1700	

分配の推移

期	1口当たりの分配金
第9期	0.0000 円
第10期	0.0000 円
第11期	0.0000 円
第12期	0.0000 円
第13期	0.0030 円
第14期	0.0330 円
第15期	0.0000 円
第16期	0.0150 円
第17期	0.0200 円
第18期	0.0110 円

収益率の推移

期	収益率
第9期	11.1 %
第10期	28.8 %
第11期	9.2 %
第12期	20.3 %
第13期	29.2 %
第14期	56.9 %
第15期	60.1 %
第16期	81.5 %
第17期	19.7 %
第18期	11.1 %
第19期(中間期)	5.9 %

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

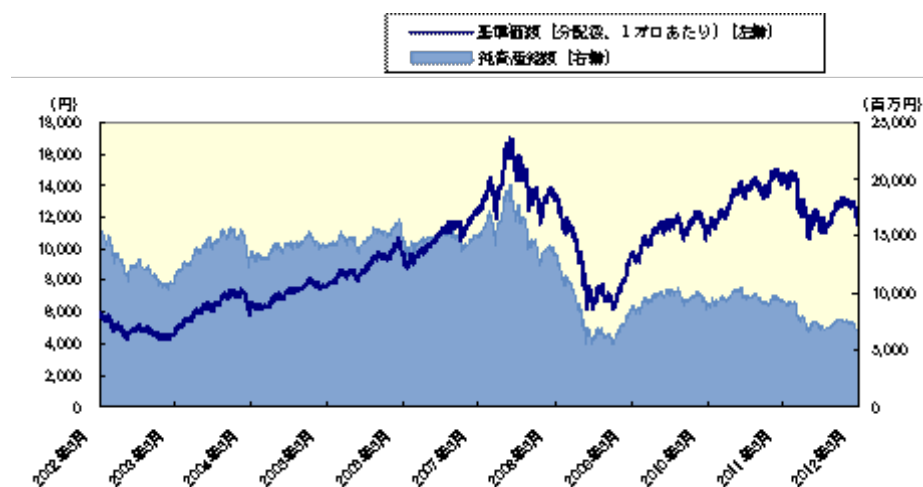
(4) 設定及び解約の実績

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第9期	172,157,608	2,775,962,304	25,748,127,715
第10期	168,474,320	3,422,127,782	22,494,474,253
第11期	1,139,964,535	3,707,462,169	19,926,976,619
第12期	1,221,247,007	4,239,291,783	16,908,931,843
第13期	874,580,780	3,610,354,443	14,173,158,180
第14期	1,725,461,882	4,544,921,675	11,353,698,387
第15期	514,917,111	2,744,666,733	9,123,948,765
第16期	331,740,445	760,669,317	8,695,019,893
第17期	325,335,346	1,592,445,943	7,427,909,296
第18期	313,754,351	1,703,303,418	6,038,360,229
第19期(中間期)	113,140,162	364,555,049	5,786,945,342

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

< 参考情報 > 運用実績（2012年5月31日現在）

[基準価額・純資産の推移]（日次）



[分配の推移]（1万口あたり、課税前）

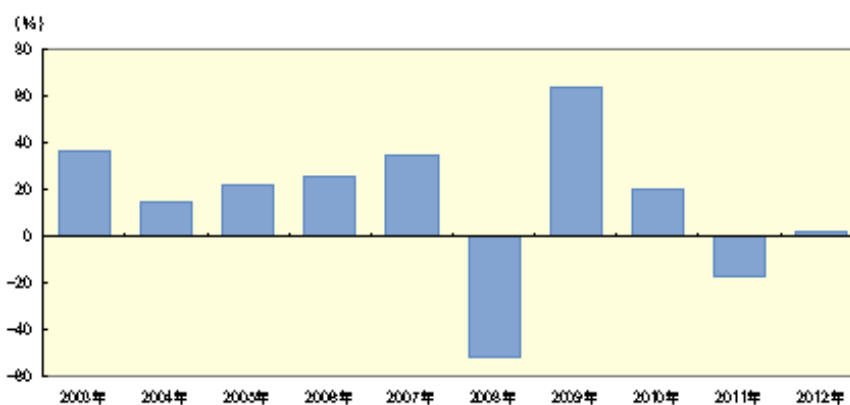
2011年10月	110 円
2010年10月	200 円
2009年10月	150 円
2008年10月	0 円
2007年10月	330 円
設定来累計	1,220 円

[主要な資産の状況]

銘柄別投資比率(上位)				国/地域別投資比率(上位)		
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)	順位	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)
1	SAMSUNG ELECTRONICS	半導体・半導体製造装置	7.8	1	香港	28.1
2	HYUNDAI MOBIS	自動車部品	3.8	2	韓国	19.9
3	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	商業銀行	2.3	3	台湾	16.2
4	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	石油・ガス消費燃料	2.2	4	インド	8.3
5	IND & COMM BK OF CHINA-H	商業銀行	2.2	5	シンガポール	6.3
6	CNOOC LTD	石油・ガス消費燃料	1.9			
7	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部品	1.7			
8	RADIANT OPTO-ELECTRONICS COR	半導体・半導体製造装置	1.7			
9	SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	建設・土木	1.7			
10	FORMOSA PLASTIC	化学	1.4			

業種別投資比率(上位)		
順位	業種	投資比率 (%)
1	商業銀行	12.3
2	半導体・半導体製造装置	12.0
3	石油・ガス消費燃料	7.1
4	不動産管理・開発	7.1
5	建設・土木	5.0

[年間収益率の推移]（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2012年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】**3 資産管理等の概要**

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3) 信託期間

平成25年10月26日までとします(平成5年10月27日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

<訂正後>

(3) 信託期間

平成30年10月26日までとします(平成5年10月27日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

<訂正前>

（４）計算期間

原則として、毎年10月27日から翌年10月26日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は平成25年10月26日とします。

<訂正後>

（４）計算期間

原則として、毎年10月27日から翌年10月26日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は平成30年10月26日とします。

第3【ファンドの経理状況】

1 財務諸表

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 につきましては、以下の「中間財務諸表」が追加されます。

<中間財務諸表>

アジア オープン

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期中間計算期間(平成23年10月27日から平成24年 4 月26日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

アジア オープン

(1)中間貸借対照表

科目	期別	第19期中間計算期間末 平成24年 4 月26日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		226,897,277
コール・ローン		72,031,791
株式		7,017,599,651
新株予約権証券		708,331
投資証券		90,111,781
派生商品評価勘定		11,338,690
未収入金		64,050,936
未収配当金		12,746,522
未収利息		177
流動資産合計		7,495,485,156
資産合計		7,495,485,156
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		39,194,564
未払金		55,532,123
未払収益分配金		
未払解約金		8,941,757
未払受託者報酬		3,828,139
未払委託者報酬		27,562,542
その他未払費用		114,780
流動負債合計		135,173,905
負債合計		135,173,905
純資産の部		
元本等		
元本		5,786,945,342
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()		1,573,365,909
(分配準備積立金)		3,241,925,949
元本等合計		7,360,311,251
純資産合計		7,360,311,251
負債純資産合計		7,495,485,156

(2)中間損益及び剰余金計算書

期別	第19期中間計算期間 自 平成23年10月27日 至 平成24年 4 月26日
科目	金額(円)
営業収益	
受取配当金	39,215,095
受取利息	96,469
有価証券売買等損益	478,393,831
為替差損益	68,751,778
営業収益合計	448,953,617
営業費用	
受託者報酬	3,828,139
委託者報酬	27,562,542
その他費用	3,284,623
営業費用合計	34,675,304
営業利益	414,278,313
経常利益	414,278,313
中間純利益	414,278,313
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	7,369,107
期首剰余金又は期首欠損金()	1,215,026,880
剰余金増加額又は欠損金減少額	24,800,709
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	24,800,709
剰余金減少額又は欠損金増加額	73,370,886
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	73,370,886
分配金	
中間剰余金又は中間欠損金()	1,573,365,909

(3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式、新株予約権証券及び投資証券 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。
4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
5 その他	当ファンドの計算期間は、平成23年10月27日から平成24年10月26日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成23年10月27日から平成24年 4 月26日までとなっております。

(追加情報)

第19期中間計算期間 自 平成23年10月27日 至 平成24年 4 月26日
当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第19期中間計算期間末 平成24年 4 月26日現在
1 中間計算期間の末日における受益権の総数 5,786,945,342 口
2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.2719 円 (10,000口当たり純資産額 12,719 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期中間計算期間 自 平成23年10月27日 至 平成24年 4 月26日
1 運用の外部委託費用 当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社である NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 支払金額 6,581,032 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第19期中間計算期間末 平成24年 4 月26日現在
1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 株式、新株予約権証券及び投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の2 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1 元本の移動

第19期中間計算期間 自 平成23年10月27日 至 平成24年 4 月26日	
期首元本額	6,038,360,229 円
期中追加設定元本額	113,140,162 円
期中一部解約元本額	364,555,049 円

2 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第19期中間計算期間末(平成24年 4 月26日現在)		
	契約額等(円)		評価損益 (円)
	うち	時価(円)	
		1年 超	
市場取引以 外の取引 為替予約取 引			
買建	4,232,799		11,441
ウォン	4,232,799		11,441
売建	7,191,334,365	7,219,201,680	27,867,315
米ドル	4,237,378,820	4,252,564,000	15,185,180
香港ドル	2,029,369,992	2,034,692,000	5,322,008
シンガ ポールドル	472,385,886	475,732,680	3,346,794
バーツ	410,726,062	414,813,000	4,086,938
新台湾ド ル	41,473,605	41,400,000	73,605
合計			27,855,874

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2 ファンドの現況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

純資産額計算書 平成24年5月31日現在

資産総額	13,213,936,468	円
負債総額	6,495,316,409	円
純資産総額(-)	6,718,620,059	円
発行済口数	5,742,234,514	口
1口当たり純資産額(/)	1.1700	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)資本金の額

平成23年12月末現在、17,180百万円

（以下略）

<訂正後>

(1)資本金の額

平成24年5月末現在、17,180百万円

（以下略）

2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成24年4月27日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	768	9,983,622
単位型株式投資信託	40	228,995
追加型公社債投資信託	18	4,740,909
単位型公社債投資信託	0	0
合計	826	14,953,526

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成23年11月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

* 平成23年11月末現在

(3) 投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)	SG\$2,800,000	シンガポールの証券先物法(The Securities & Futures Act)及び関連する諸法令に基づき、投資助言、資産運用業務を営んでいます。

* 平成23年9月末現在

<訂正後>

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成24年4月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

* 平成24年4月末現在

(3) 投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)	SG\$2,800,000	シンガポールの証券先物法(The Securities & Futures Act)及び関連する諸法令に基づき、投資助言、資産運用業務を営んでいます。

* 平成24年3月末現在

独立監査人の中間監査報告書

平成24年6月15日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア オープンの平成23年10月27日から平成24年4月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アジア オープンの平成24年4月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年10月27日から平成24年4月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。